

<論 説>

エコノミクス
第6巻第1号
2001年9月

アボリショニズム研究： 太平洋に展開するBlackbirding¹

徳島 達朗

目次

- 1 問題の所在
- 2 マリア・ルス号事件
- 3 ペルーの産業と労働力調達問題
- 4 ポリネシアにおけるペルー人による奴隸貿易
—Blackbirding—
- 5 パラダイスの奴隸商人
 - (1) ペルーの事情
 - (2) ジョージフ・チャールズ・バーン Joseph Charles Byrne
 - (3) Blackbirding の決算報告—皆殺しの罪悪
- 6 中間総括
 - (1) 国連で奴隸貿易の補償要求

1 明治5年に発生した「マリア・ルス号事件」(詳細は後述)を調べているうちに、西野照太郎〈「ブラックバーディング」時代—太平洋における奴隸狩り—〉という論文にめぐりあった。同論文は『太平洋学会誌』1979年1月号掲載のものである。アフリカ人を奴隸化した大西洋奴隸貿易(制度)廃止後の労働力の調達は太平洋に向かう。中国人(クーリー)、日本人移民などが視野に入る。一例として、ペルーのグアノ(海鳥の糞、肥料として利用)採掘に投入された太平洋の島々(ポリネシア)の島民狩りがある。西野論文は1862年のイースター島の事例をとりあげている。西野氏は同論文でShanghaiing, Blackbirdingという用語を使用しているが、それは本人の同意なしに、欺瞞的に強制的に連行し奴隸化することを意味している。

- (2) 植民地再分割と南太平洋諸島
- (3) 立ち上がる南太平洋

1 問題の所在

筆者はこの二年間アボリショニズム研究と題して、大西洋をこえるアフリカ人の強制移動と奴隸化とそれに対する廃絶の運動について論じてきた。²しかし、このテーマは筆者の研究の原点でもあり、1986年（昭和61年）4月に『奴隸貿易と産業革命』（杉山書店）を刊行している。同書、第2章「奴隸貿易の利益性」は、原題「イギリス奴隸貿易の一断面—奴隸価格の形成と推移について—」として『社会経済史学』第45巻第1号（昭和54年6月、1979年6月）に投稿掲載された論文である。当時、研究を開始した筆者にインパクトを与えたのは、角山 栄氏の論文「イギリス産業革命」（岩波講座『世界歴史』18所収）であった。それはイギリス産業革命の起源について、その「国際的条件」を重視する立場であり、これまであまり論じられなかった「大西

2 当該テーマの拙稿を記すと以下のとおりである。

- (1) 徳島達朗「アボリショニズム研究(序)「アミスタッド号反乱」—インターネット情報を中心に—」1999年3月、九州産業大学『エコノミクス』第3巻第3・4号所収
- (2) ザバヌー・ギッフォード著、徳島達朗監訳『アボリショニズムの社会史—反奴隸制運動とクラークソン』1999年4月、梓出版社
- (3) 徳島達朗「国際研究所・美術館・学会見聞記—アボリショニズム研究を軸に—」1999年11月、九州産業大学『エコノミクス』第4巻第2号所収
- (4) 徳島達朗「歴史の面白さと恐ろしさ—映画「アミスタッド」を題材として—」2000年3月、九州産業大学公開講座17『多文化社会への眼差し』九州大学出版会所収
- (5) 徳島達朗「Amistad Revolt—「生きる力」としての言語—」2000年3月、九州産業大学『エコノミクス』第4巻第3・4号所収
- (6) 徳島達朗「アボリショニズム研究 イギリス奴隸貿易（制度）の意識と構造—もつれた蜘蛛の糸：1808—1843年—」(上) 2000年8月、九州産業大学『エコノミクス』第5巻第1号所収
- (7) 徳島達朗「アボリショニズム研究 イギリス奴隸貿易（制度）の意識と構造—もつれた蜘蛛の糸：1808—1843年—」(下) 2000年11月、九州産業大学『エコノミクス』第5巻第2号所収

洋奴隸貿易」との関連を強調するものであった。奴隸貿易については、池本幸三氏の研究が先駆的な役割を果たした。³ 筆者はこれらの先行研究に学びながら、「大西洋奴隸貿易の規模」、「奴隸価格の形成と利益性」、「イギリス奴隸貿易と木綿工業」などを論じたのである。

わが国の大西洋奴隸貿易研究は、エリック・ウイリアムズ『資本主義と奴隸制』（中山毅訳、理論社、1968年）に触発されてスタートし、その牽引者は池本幸三氏であったが、今日の研究の到達点としては、池本幸三・布留川正博・下山晃『近代世界と奴隸制』がある。研究テーマも、いわゆる「ウイリアムズ・テーゼ」に関するものから、「反奴隸制運動」の展開へと向かっている。⁴

奴隸貿易の禁止、奴隸制度の廃止は、イギリスにおいては、1807年、1833年が節目の年であるが、マリカ・シャーウッド Marika Sherwood 報告（1999年4月9・10日、ブリストルで開催された学会「大西洋奴隸貿易とブリストル」）にもあるようにその後も、権益、利害、国益が錯綜し、さながらもつれた「蜘蛛の糸」のような状態で、官民一体となって奴隸貿易を推進、黙認し継続していたのである。⁵ アメリカではリンカーンの奴隸解放宣言が1863年に発せられ、1865年に奴隸制度が廃止された。ラテンアメリカ、ブラジルでは1888年に「大航海、発見時代」以来継続してきた奴隸制度が廃止された。

世界資本主義の「周辺」におけるアフリカ人「奴隸労働」の供給市場に対する隘路が生じたのであるが、この間隙を補充するものが、いわば「太平洋

3 池本幸三「王立アフリカ会社と奴隸貿易」(1)(2), 龍谷大学『経済学論集』第8巻, 第2号, 第3号, 1968年

同「18世紀イギリス奴隸貿易の一考察—事例研究と統計的分析—」『経済学論集』第11巻, 第1・2号, 1971年

同「ブリストルと奴隸貿易」『経済学論集』第11巻, 第3号, 1971年

同「リバプールと奴隸貿易」『経済学論集』第12巻, 第1号, 1972年

4 ザバヌー・ギッフォード著、徳島達朗監訳『アボリショニズムの社会史—反奴隸制運動とクラークソン—』（梓出版社、1999年）の「監訳者あとがき」を参照されたい。

5 マリカ・シャーウッド報告は、拙稿参照乞う。徳島達朗「アボリショニズム研究 イギリス奴隸貿易（制度）の意識と構造—もつれた蜘蛛の糸：1808—1843年—」(上)(下), 九州産業大学『エコノミクス』第5巻, 第1号, 第2号所収。

奴隸貿易」であった。本稿ではこの事例として、南米ペルーへの中国人クーリーの「強制連行」^{シャンハイイング}、とペルーへの太平洋の島々からの「奴隸貿易」^{ブラックバーディング}をとりあげる。

2 マリア・ルス号事件

明治5年に生じた事件である。ペルー船籍のマリア・ルス号がポルトガル領マカオから、清国人クーリーを231名積み込んで、ペルーのカヤオ Callao へ向かう途中、悪天候のためマストが破損し、修理のために横浜港に緊急避難したものである。ところが、停泊中に清国人が同船から脱出を試み海中に飛び込み、イギリス海軍アイアン・デューク号に救助されたのである。その後も脱出を試みる清国人が続出し、事の次第が明らかになってきたのであるが、清国人クーリーを契約労働者のように装ってペルーのグアノ採掘用の奴隸労働者として供給する奴隸船であったのである。横浜での裁判の結果、全員を解放し清国へ送還したもので、「マリア・ルス号事件」と呼んでいる。⁶

マリア・ルス号事件に関する研究は、主に法律分野の研究者が関心をもっているようである。それは明治5年という時期の国家の主権、外交権、裁判権をめぐってのものである。筆者の関心は「はじめに」で記したところにあるので、ここではそれには立ち入らない。

6 マリア・ルス号事件資料は管見の限り以下がある。

- * 『白露國馬俚亞老士船裁判略記』神奈川縣法律顧問佐和希児編纂、神奈川縣典事 林道三郎訳述、神奈川縣一等書記官 何幸五校訂 明治7年5月、(明治文化全集 第11巻 外交編 昭和3年一版、昭和31年改版、所収)
- * 田保橋 潔「明治五年の「マリア・ルス」事件」(一)(二)(三) 『史学雑誌』40編第2号、昭和4年2月、40編第3号、昭和4年3月、40編第4号、昭和4年4月掲載。
- * 笠原英彦「マリア・ルス号事件の再検討—外務省「委任」と仲裁裁判—」(慶應義塾大学法学研究会『法学研究』69巻12号、1996年12月所収)
- * 牧 英正『人身売買』岩波新書
- * 武田八州満『マリア・ルス事件—大江卓と奴隸解放』有斐新書 昭和56年
- * 大橋昭夫『副島種臣』新人物往来社 1990年
- * 鈴木孝一編『ニュースで追う 明治日本発掘1』河出書房新社 1994年

事実の確認のため、当時の新聞報道をみておこう（上記注6の鈴木孝一編『ニュースで追う 明治日本発掘 1』を使用する。編者によると、「読みやすくするため現代表記に改め、句読点を加え、改行を増やした」という。）

* 清国人奴隸の解放に一役 奴隸売買一条につき日本・白露との間に起きたる差し縛れは、双方の協議にて裁判を魯西亞帝に乞いしに、このほど魯帝の審判にて我が國処分に不是なしと定まりたる旨の電報あり。(中略)

一体白露は南亞米利加州の一共和国にて、耕作の諸業において今もって奴隸を使用するの國柄なれば、近來往々支那より奴隸を買い入るる事を行いしに、支那にてもさすが内地にては中外の間において人身売買を公許せざるにつき、幸いに澳門は葡萄牙領たるをもって、白露人は澳門を本営と定めて買い入れをなせしに、残酷を行うに忍ぶの性質ある支那奸商中のもっとも狡猾なる者は、この奴隸買い入れの請け負いをなし、廣東近傍の賤民、貧夫を欺もうし、いささかの金錢を与え、甘言をもってこれを誘引し、澳門に来たらしめて白人に引き渡す。白人はその愁傷をも顧みず、嘆願をも聞き入れず、荷物のごとく取り扱いて、無暗とこれを奴隸船に積み入れて白露に輸入せしが、同国の帆前船マリアルイザ号も例の通り澳門にてこの奴隸積み入れを致し、澳門官吏の証書を携帶して出帆せしに、海上にて風並みよろしからず、やむを得ずして横浜に入港したり。この奴隸に売り渡されたる支那人中に、港内において水中に飛び入りたる者あり。近傍に碇泊したる英國軍艦のために救い上げられ、始末を糺されしに、奴隸たること明白なりしにつき、直ぐさま神奈川県裁判所に引き渡しと相成り、かの不幸なる支那人はようやく哀訴の路を得たり。

裁判所はこの哀訴を取り上げて奴隸船の出帆を取り押さえ、船中の支那人を残らず呼び出して口供せしむるに、果たして欺かれて奴隸に売り渡されたる者どもなりき。船長某は一身の才弁を揮いて雇奴の壳奴と同一ならざる理を虚講したれども、よしやクーリーもスレーヴとも勝手に名をつけよ、実地を見れば人身売買に相違なし、まして条約済みの隣国なる支那人を日本にて保護せざるの道理なしと、朝野の公論は噴々とし

てここに傾き、いよいよ奴隸の裁判をなしたるに、船長某は逋債^{ほさい}に苦し
み、マリアルイザ船を置き去りにして逐電せり。ここにおいてその船は
売り払いとなり、支那人はことごとく解放して本国に送り返されたり。
(以下略) (明治8年6月20日 東京日日)

現代史の立場から、吉沢 南氏は「人の移動 立ちはだかる境界」(歴史学研究会編、講座世界史12『わたしたちの時代』東大出版会 1996年)において、「モノやカネの移動とヒトの移動と同じように論ずることは」できない。「人なるがゆえの部分」はモノやカネのように経済上抽象化できないとのべている。さらに、同論文の「小結」で次のように述べている。筆者も共感を覚える内容なので記しておく。「難民、外国人労働者など今日のヒトの移動を考察しようとして、気になったのは日本にかかるヒトの移動のことであった」とし、第二次世界大戦時の出兵や満州移民、「残留孤児」、朝鮮人、中国人の強制連行、従軍慰安婦、19世紀中葉以降の中国人苦力の海外渡航を補充する、日本農業移民のアメリカ渡航等を列挙している。「日本の移民船がブラジルに到着したのが1908年(明治41年)である。そのブラジルの事情は、1880年代の奴隸制度の廃止によってコーヒー農業などの労働力が不足し、契約移民を大規模に受け容れることになった。日本からの移民とブラジルの奴隸制度が結ばれ、筆者(吉沢氏)の視野に奴隸貿易が入ってきたのである。ヒトの移動を介して太平洋と大西洋が結ばれたのである」と、記している。筆者(徳島)は逆に、イギリスの大西洋奴隸貿易の研究に従事しているなかで、南アメリカにおける奴隸制度廃止後の対応として、太平洋諸島民、インド人、中国人の強制移動、奴隸貿易が視野に入ってきたわけで、現在は意識の中で大西洋と太平洋が連結しているのである。

3 ペルーの産業と労働力調達問題⁷

ペルーは1821年に独立し、同年サン・マルティンは奴隸制廃止を宣言した。

7 本節は以下により述べる。増田義郎、柳田利夫『ペルー太平洋とアンデスの国 近代化と日系社会』中央公論新社 1996年

周知のように、イギリスは1807年に奴隸貿易を廃止し、1833年には奴隸制度廃止を宣言した経緯がある。ペルーでは、1854年には奴隸解放令が出された。奴隸解放は海岸地方の大農園やグアノ採掘のための労働力不足をもたらした。グアノは堆積硬化した海鳥の糞である。窒素と燐を多く含んだ優良な肥料となる。ペルー海岸のとくに南部にグアノの堆積が多いが、なかでもチンチャ諸島は全体が30メートル以上のグアノ層で厚く覆われていた。グアノは肥料として利用され、アンデスの農業の生産性を高いものにしていたが、ペルー共和国独立直後はほとんど利用されなかった。それが価値ある肥料として欧米に輸出され始めたので、大量な労働力を必要とした。しかも、アフリカ人奴隸以外の新しい労働力を獲得する必要に迫られた。高地の原住民をエンガンチャードという拘束的な身分で、海岸の大農園に呼び寄せたり、後には中国人の契約労働者の導入も始まった。⁸

カスティアの第一次政権の時代、1849年に移民法が議会を通過しているが、これはヨーロッパの移民を誘致するためであった。1851年に入植したアイルランド移民も、ドイツ移民も失敗に終わり、この法律が有効に働いたのは、1849年から始まった中国人の移住だけだったので、同法は「中国法」というあだ名がつけられた。⁹ これは一応契約移民の形式はとっていたが、事実上奴隸の輸入であり、苦力と呼ばれる下層労働者で、誘拐または強制的に拉致され、悪条件下、船で輸送されペルーに着くと、契約書が売買されたので人身売買にほかならなかった。航海中、平均15%の者が死亡したといわれる。1850年までに、約十万人の中国人がペルーに移住している。彼らは大部分海岸部の大農園や鉄道建設、さらにグアノ採掘で酷使された。その上、八年間の契約期間が終了しても、前貸しでがんじがらめの状態で労働を続けなければならぬ者も多かった。結局、ペルーの奴隸制の廃止は、また別の奴隸制を生んだのである。¹⁰

南アメリカでのアフリカ人奴隸の解放後、奴隸制に依拠する生産者に残された道は、アジア人（インド人）の輸入が考えられたが、中国人の移民の導

8 増田、柳田同上書、80—86ページ。

9 同上書、85ページ。

10 同上書、86ページ。

入は効果的な打開策として注目された。初の中国人の契約移民の到着は、キューバでは1847年、ペルーでは1854年であった。¹¹ 苦力の契約期間は5年から6年で、その間きわめてわずかな賃金が支払われた。間もなく契約書は取引対象となり、元値の二倍、三倍で取引されるようになった。中国人の忍耐強さ（18時間労働など）と技術習得力のために、彼らに対する需要は高まつた。一般に彼らに対する処遇は、17、18世紀の黒人奴隸よりも劣悪であった。ペルーでは1870年代の中頃から、中国人の輸入は衰退し始めるが、1850年から74年までに輸入された苦力は、八万七千人以上と推定される。¹²

しかし、犠牲者は中国人だけにとどまらなかった。ジョージフ・バーンといういかがわしい経歴のアイルランド人が、1857年にフランス人と称してペルーに現れ、ニュー・ヘブリディースからニュー・カレドニアに三千人の移住者を送った経験があると偽って、ポリネシアから事実上奴隸輸入の先鞭をつけた。その結果、クック諸島をはじめとするポリネシアのいくつかの島々から、多くの島民が連れ去られ、現地社会を荒廃させた。世論の批判もあり、これは1864年に中止されたが、その三十五年後には、今度は日本人が受難者として登場することになる。¹²

なお、明治維新後、ペルーはラテン・アメリカ諸国のうちで、日本と最初に国交を開いたが、その契機となったのは、前節でとりあげたマリア・ルス号事件（1872年）であった。

4 ポリネシアにおけるペルーによる奴隸貿易—Blackbirding—

西野照太郎氏は、第二次世界大戦中のイギリス海軍の資料にもとづき、1862年11月のペルー艦隊のイースター島襲撃の模様を次のように記している。「1859年からペルー沖のグアノの島が開発され、労働力が足りなかつたのでペルーの船舶は太平洋の各地から労働者を誘拐し始めた。イースタ島におけるこうした襲撃のうち最大の規模のものは、1862年に起こつた。七隻のペルー

11 R. メジャフェ著、清水透訳『ラテンアメリカと奴隸制』岩波現代選書（1979年、1991年）、217—218ページ。

12 前掲、増田、柳田書、86ページ。

船から約八十人の一隊が上陸して、島民の強欲を刺激するために浜辺に物品を撒き散らして島民を引寄せた。島民はその物品を争って手に入れている間に、奴隸狩りの一隊に攻撃されて約二百人が捕らえられ連れ去られたのである。このときに連れ去られた島民は全員がペルーで死亡した。その襲撃は生き残った島民たちを非常に落胆させ脅かしたので、彼らは自分たちの畠を耕作する元気もなくなり、海岸の岩屋のなかでおびえながら悲惨な生活をした。」¹³

さらに、西野氏はアメリカの作家ジョン・ドス・パソスが、『イースター島』(1971年)においてここで問題としている誘拐と奴隸化に関して、「誘拐する」ことを“to shanghai”と記していると指摘し、「誘拐するという表現に、to shanghai という言葉が用いられている」点に注目している。西野氏によれば、「to shanghai という動詞の語源は中国の港町上海だというが、元来は不道徳な方法で下級船員を狩り集める意味に使われ、やがて奸計や暴力で嫌がる人を乗船させることや、好ましからざる立場（監禁など）に立たせることにも使われた」という。¹⁴ たしかに、英英辞典（*The Concise Oxford Dictionary*, Eighth Edition, 1990.）によると、shanghai=force (a person) to be a sailor on a ship by using drugs or other trickery とある。その意味ではまさに、前述の「マリア・ルス号事件」は、それに該当する。

ところで、問題のポリネシアでは、“Blackbirding”という語が使用される。西野氏は同論文で、イースター島の事件を典型的な「ブラック・バーディング」であると指摘している。前記 C. O. D. によれば、Blackbird=(hist.) a kidnapped Negro or Polynesian on slave ship と説明している。また、最近刊行された『世界奴隸制度・歴史ガイド』¹⁵によると、オセアニアの部分で次のような説明がなされている。「ポリネシアにおける奴隸貿易は奴隸制度の

13 西野照太郎「ブラック・バーディング」時代—太平洋における奴隸狩りー」(『太平洋学会誌』1979年1月、第1号)，および同氏著『イースター島紀行』花曜社、1976年刊、54ページ参照。

14 同上論文、95ページ以下。

15 *A Historical Guide to World Slavery*, edited by Seymour Drescher and Stanley L. Engerman, Oxford University Press, New York, 1998.

廃止（1854年）に続いて起こり、中国人移民を補完し、アメリカ南北戦争に対応するためのペルーでの米と綿花の生産拡大と連動している。ペルーの法律では、太平洋の島民の雇用は自由な労働者に限るとされるが、大部分は誘拐であった。マウデ Maude はこの貿易に巻き込まれ、死亡した島民は約六千人と推定している。このことが、プカプカ Pukapuka での24%からヌクレラ Nukulaelae での79%におよぶ人口減少をもたらした。ソロモン諸島 Solomons, ヴァヌアツ Vanuatu を中心として行われた「労働力売買」「labor trade」は、クイーンズランド Queensland およびフィジ島 Fijian での砂糖きびと綿花畑での安い労働力に対する需要の高まりと連動して、1870年代に拡大した。この貿易は「ブラック・バーディング」として知られる。というのは、この貿易は初期には誘拐、暴力、その他犠牲者の人間性を無視したものであった。しかし、1890年代までには、島民たちは固定期間自由意志にもとづく契約で働くようになった。世紀の代わり目まで、島民たちは、イギリス、オランダ、フランス、ドイツの植民地で働いた。これは契約にもとづく雇用ではあったが、労働条件の劣悪さ、風土病の猛威、死亡率の高さにより、人はこの事業をしばしば奴隸制の一形態と呼んでいる。1911年までにオーストラリアの「白人オーストラリア」政策とアボリショニスト（反奴隸制論者）の運動の結果、クイーンズランドやフィジとの長距離労働貿易は終了した。その後、島民のさまざまな年季奉公的な労働は継続されたが、パプア Papua, ニュー・カレドニア New Caledonia での労働者の残酷な取り扱いは有名であった。」¹⁶

5 パラダイスの奴隸商人

ここで、上記『世界奴隸制度：歴史ガイド』の参考文献、マウデ Maude の研究を紹介する。

16 *Ibid.*, pp.306-308. 当該部分執筆者は Christine Dureau である。なお、上記本文中に、Maude という名が出ていたが、Dureau の掲げる参考文献は以下のものである。 Maude H. E., *Slaves in Paradise: The Peruvian Slave Trade in Polynesia, 1862-1864*. Stanford University Press, 1981. 同書は筆者も所蔵している。

(1) ペルーの事情

ペルーは1824年にスペインより独立した。人種構成はスペイン人、アメリカ・インディアン、黒人、メスティゾ（スペイン人とアメリカ・インディアンの混血）である。輸出向け農業は大プランテーション乃至ハシェンダ（所領）など三十ヶ所の海岸部の丘陵地帯で行われていて、砂糖、綿花、コチニール、オリーブなどを栽培していた。ハシェンダにおける労働は、二万五千人の黒人奴隸に依存していた。

1854年にラモン・カスティラ Ramon Castilla 大統領（1845－1862年在位）による奴隸解放令が発布されたので、代替労働力供給源を探さねばならなかった。同年、アンデスのアメリカ・インディアンに対する年賦も廃止となり、彼らを海岸部に投入することも不可能になった。都市労働者は専門化し、農村部への移動を望まなかった。1849年、ドミニゴ・エリアス Domingo Elias（大地主、政治家）は移民法を提案したが、その結果、中国人の強制労働を生み出し、その輸送船は「浮ぶ地獄」‘floating hells’と恐れられた。彼らは、一人平均400ペソで買われたが、ペルーに着くと、彼らの状態はまさに奴隸であった。1856年に同法は一時停止された。黒人解放、インディアンの（賦役）税免除、中国人移民の減少が複合して、農業生産力は低下し、食料価格は高騰した。

さらに、1840年代から海岸部およびチンチャ諸島からのグアノの輸出が労働力需要を追加した。都市部のリベラル派の主張では、ペルー人労働者は賃金と労働条件を保証され、田舎に屋敷が持てるようになるし、ヨーロッパ人入植者は小テナント農民として受け入れられるというものだったが、ハシェンダドス（所領地主）は奴隸労働に慣れているので、むしろ安く酷使できる労働者を形を変えて導入することを望んだ。大プランター所有者の圧力の結果、ペルー議会は、1861年1月15日に、再び、いわゆる「アジア人入植者」を認める法律を可決した。奴隸制の廃止により田舎の所領が放棄され、食料価格が上昇し、市民が生活必需品入手難に陥ったためである。

カスティラ大統領は、ただちに拒絶した。大統領は中国人の導入にあたり、商人の貪欲さにまかせれば非難の的となった奴隸運搬の再現になる可能性を恐れた。また、苦力は待遇については知らずに契約したもので、無効である

と主張した。大統領のこうした考えに反して、同法は通過し、1861年3月14日に公布された。

同法は、4条からなる。

第1条 主人の直接雇用（あるいは代理人を通じての雇用）に関する、耕作、技能職、家内サービスにアジア人入植者の導入は合法である。

第2条 アジア人運搬の船舶は、1トン当たり、一人以上を積んではならない。それを超える場合は、500ペソの課徴金を課す。

第3条 海外での契約は共和国の法に反しない限りにおいて合法である。雇用された入植者の同意なしに連行することは違法である。

第4条 1856年3月5日付の「アジア人入植法」は、今回の法に抵触する部分は廃止される。

(2) ジョージフ・チャールズ・バーン Joseph Charles Byrne

上記の新法律は中国人の大量な流入を可能としたが、それでも南北戦争後という事情も重なり、ペルーの綿花、米の栽培は拡大したので、労働力需要を満たすには至らなかった。

その上、中国人取引は中国においても、ペルーにおいても、契約内容と輸送面でクーリーの虐待があるため評判が悪かったので、政府は口のうまい新参のアイルランド人、J. C. バーンに期待した。彼はダブリンの家畜業者の息子で、海外移民取り扱いのベテランという評判を得ていた。

彼は1839年にオーストラリアへ、牛の取引のため出かけ、とくにヴィクトリア地方を回り、その後、ニュージーランドを経て、1843年には南アフリカへ行った。その後、イギリスに戻り、リヴァプールで株仲買人となった。1849年にはロンドンで船主の援助を受けて、ナタール移民・植民会社を設立した。1851年に破産したが、それまでに三万三千人の移民を送り出している。バーンの性格は陽気だったので、彼は譲受け人から破産会社の財産管理のために、共同代理人として引き続きナタールへ派遣された。彼はかつてアイルランドからブラジルへの移民の推進を、ブラジル大使から薦められたと公言していた。しかし、バーンの話は大部分作り話なのである。というのは、彼はその後すぐにナタールを離れて、モーリシャスへ行き、1835年以降、インド

からクーリーを輸入していたが、それから再びオーストラリアを訪れているからである。

カスティラ大統領は、中国人移民には反対だったので、バーンの計画に承認を与えることにした。1862年4月12日、政府の広報を通じて、バーンに太平洋の島嶼から「入植者」の斡旋を許可する旨の公示を行った。

- * 1861年1月15日の法律に基づき、5年契約で、太平洋南西諸島の島民男女を農業労働者、家事従事者として紹介、斡旋を行うという、D.J.バーンの申請を許可する。

1862年4月1日 リマ

(3) Blackbirding の決算報告—皆殺しの罪悪

上記、マウデの研究によれば、1862—1864年の間、ポリネシアからペルーへ（渡った）連れ去られた人数は以下のとおりである。

第1表にみるように、ペルーでの労働力として徴用された人数は3634名で

第1表 ペルーで労働に従事するために徴用された人数

クック諸島 Cook Island	743
ニウエ島 Niue	109
サモア Samoa	7
ロトウマ島 Rotuma	3
トケラウ諸島 Tokelau Islands	253
ツバル Tuvalu	445
トンガ Tonga	174
マルキーズ諸島 Marquesas Islands	26
カロライン諸島 Caroline Island	4
トゥアモトゥ諸島 Tuamotu Islands	151
イースター島 Easter Island	1407
ギルバート諸島 Gilbert Islands	312
小計：ポリネシア人（イースター島民を除く）	1915
イースター島民	1407
ミクロネシア	312
合計：徴用された島民数	[3634]

H.E.Maude, *Slavers in Paradise The Peruvian slave trade in Polynesia, 1862-1864*
Stanford University Press Stanford, California 1981. Appendix Table 3

第2表 徵用（連行）の規模

島名	人口(1862年)	徴用数	残留数	徴用率(%)
トンガリヴァ Tongareva	570	472	98	82.81
ヌクラエラ Nukulaelae	315	250	65	79.37
ヌクノヌ nukunonu	140	76	64	54.29
フナフティ Funafut Island	317	171	146	53.94
ファカオフオ Fakaofo	261	140	121	53.64
アタ 'Ata	350	144	206	42.14
イースター島 Easter Island	4126	1407	2719	34.10
ラカハンガ Rakahanga	340	115	225	33.82
アタフ Atafu	140	37	103	26.43
プカプカ Pukapuka	600	145	455	24.17
ニウエ Niue	5021	109	4912	2.17

H.E. Maude, *ibid.* Appendix Table 7

ある。

Blackbirding で島民の平和な生活は破壊されたが、第2表では、徴用された人数は島民人口のどれくらいの割合であったのかを示している。

上記、第2表にみると、十一諸島の内、ニウエのみ徴用率が2.17%と低いが、他の十諸島の半数は50%を越える徴用率である。特にトンガリヴァのそれは82.81%であるが、これは島民社会の根底からの破壊に他ならない。徴用されるのは労働力として役に立つ青年男子であるから事は深刻である。

次に、徴用（連行）されたポリネシア人の運命（生死）についてみよう。

第3表 あるバランス・シート

ペルーに連行されたポリネシア人	3634
逃亡、救出された人数	<u>164</u>
ペルーに渡るため島を離れたポリネシア人	3470
ペルーへの航海途上での死亡数	<u>345</u>
ペルーに到着したポリネシア人（人数）	3125
死者数	
ペルーへの航海中の死者数	345
ペルーでの死亡数	1840
送還途中での死亡数	<u>1030</u>
ペルー連行に関わる死者数	3215
天然痘で死亡したヌクヒヴァ島民	960
天然痘で死亡したウアポウ島民	600

天然痘で死亡したイースター島民	1000
赤痢で死亡したラパ島民数	240
赤痢で死亡したリーワード島民数	<u>150</u>
ペルー連行（間接的原因による）死者数	2950
ポリネシア人死者総数	[6165]
 生存者数	
送還されたヌクヒヴァ島民数	13
送還されたイースタ島民数	15
送還されたラパ島民数	9
送還されたトンガリヴァ島民数	<u>111</u>
送還されたポリネシア人総数	148
送還終了後脱出した人数	9
1866年に生存していたとみられる人数	100
徵用されたポリンシア人で生き残った人数（総数）	[257]

H.E. Maude, *ibid.* Appendix Table 6

ここにマウデがかかげるのは、まさにポリネシア人抹殺のバランス・シートである。

上記、1862－1864年という短期間ではあるが、当該地域に与えた打撃は計り知れない。ペルーへ連行されペルーに到着たポリネシア人は3125名であった。連行が直接の原因とみられる死者は3215名である。その他、伝染病による死者は2950名、死者総数は6165名という驚くべき人数である。連行、徵用されたポリネシア人で生き残ったのはわずかに257名に過ぎないという想像を絶する苛酷なものであった。

6 中間総括

(1) 国連で奴隸貿易の被害補償要求

大西洋奴隸貿易は15世紀以来ヨーロッパ諸国により展開され、18世紀をピークに19世紀までの期間に、幾千万というアフリカ人を奴隸労働力として投入し、アフリカ人のディアスボラをもたらした。その結果はアフリカ社会の民族対立、分裂を促進し、アフリカ諸国の植民地化と低開発の元凶となつた。われわれはこの問題への追及が、現代もなお、いや現代だからこそとい

うべきかもしれないが、浮上していることに注目すべきである。昨年来、本年9月開催予定の国連人権世界会議の準備会合が開かれているが、大西洋奴隸貿易の取り扱いをめぐって結論が先送りされている。2000年5月10日付、「産経新聞」を紹介する。

* 奴隸貿易追及 欧米強く反発／2001年国連人権世界会議の議題案にアフリカ諸国が提唱

[ジュネーヴ9日＝時事]二〇〇一年九月に南アフリカ共和国で開かれる国連の人権世界会議で取り上げるテーマの概要が九日、明らかになった。同会議は人権分野で重要な位置を占める人種差別の問題を取り上げ、その起源や原因の究明、犠牲者の現状、救済措置に加え、人種差別を撤廃するための具体策を含めた五項目を集中的に討議する予定。

この中で、十七世紀から十八世紀にかけての欧洲各国や米国による奴隸貿易とその犠牲者に対する補償問題を議題とする案がアフリカ諸国から浮上、米英をはじめとする西側諸国との間で激しく対立している。このため、具体的な協議内容を検討する来年一月と五月の準備会で両者の駆け引きが活発化するのは確実で、この問題を具体的なテーマとするかどうかが今後大きな焦点になりそうだ。

人権世界会議は国連決議に基づき、数年に一度開かれており、国連が主催する世界的な規模の人権会議としては、女性の地位向上問題などを議論した一九九五年の北京世界女性会議に次ぐものとなる。

会議関係者によると、今月初めにジュネーヴで開かれた同会議の第一回準備会合で、ナイジェリアやエチオピアを中心とするアフリカ・グループが奴隸貿易などをテーマに取り上げるよう主張した。これに対し、米英などが強硬に反対。アフリカ諸国が「救済措置」の中に盛り込むよう求めている「犠牲者に対する補償」との文言についても議論が紛糾し、決着が付かなかったという。¹⁷

昨年（2000年）來の、経過は以上のとおりであるが、本年（2001年）の準備会合の様子は以下のとおりである。

「8月31日—9月7日に南アフリカのダーバンで開催される国連人権世界会議の第2回準備会合が、（2001年6月）1日まで、当地（ジュネーブ）で開かれ、米国や欧州による奴隸貿易とその犠牲者に対する補償問題でアフリカ諸国と米欧側の対立が解けないまま議論が行き詰まり」、改めて7月30日からの準備会合（2週間）で議論を続行する事になった。¹⁸

過去に眼をふさぐことは許されない。しかも、現在も「奴隸貿易」はいぜんとして継続していることも再認識すべきである。最近の報道によれば、西アフリカ、ベニンで「子ども奴隸船」疑惑が生じた。これは、ベニンのユニセフ（国連児童基金）に入った情報であるが、「3月末に西アフリカのベニン（旧ダホメー）から出港した船に、180人もの“子ども奴隸”が乗っていたという証言」があった。この船は「エチレノ号」で3月に「ベニンを出た後、カメルーン、ガボンで入港を拒否された。」「行く先々で寄港を断られた同船は4月17日、ベニンのコトヌーに戻った。」¹⁹これらの子どもたちは貧しさゆえに、親たちがわずかの金で仲介人に売りわたしたか、あるいはさらわれてきたと思われる。

1926年、国際連盟は「反奴隸制国際条約」を採択している。その定義は「奴隸制とはひとりの人間の地位、状態について、他人が全面的に、あるいは部分的に固有の権利を抑圧している状態」であるが、INGO（インターナショナルな非政府団体）のASI（国際反奴隸制協会）は、「現代は歴史上のいかなる時代よりも多数の奴隸が存在する。2億人（連合王国の人口の3.5倍）の人々が奴隸状態で生きていると推定」できるとしている。²⁰「インド、パキスタン、バングラデイッシュには、5000万の児童労働者がいると推定される。節操のない雇用主にとって、児童労働者は歓迎される。賃金や労働条件で不満

17 「産経新聞フロントページ」 <http://www.sankei.co.jp>

18 ジュネーブ1日時事、2001年6月3日、しんぶん赤旗掲載。

19 『週刊金曜日』361号掲載の、長沼節夫「西アフリカ・ベニンで「子ども奴隸船」疑惑」（2001年4月27日）および「朝日新聞（2001年5月2日付、14版 国際面）参照。

をぶつけられず大人より扱いやすいからである。教育を受ける人間の基本的権利、遊ぶ時間、家族との愛情の絆を断ち切られ、子どもたちは農場、工場、売春宿で悲惨な生活をしている。」「多くのそのような児童たちがレンガ工場で働いている。泥から型を作り、それを運び、ひっくり返しながら天日で焼く。その仕事はとてもきついが、僅かな賃金しかもらえない。作業環境が劣悪で病気も蔓延する。休みをとれば借金がふえるだけである。年少者は動物の世話や雑草取りをし、年長者はきつい肉体労働をする。彼らの生活は、二世紀前の西インドのプランテーションで働かされた若い奴隸と変わらない。安全への思いやりが欠けており多くの児童が悲惨な状態に陥る。」「他の者は長時間、絨毯工場で（借金奴隸として＝徳島）働いている。狭く埃の舞う部屋で働かされ、健康は当然のように損なわれる。小さな、手先の器用な子どもたちの作る絨毯は最良のものといわれるが、それは西側世界の安価な絨毯を求める需要を満足させるためのものなのである。」²¹

(2) 植民地再分割と南太平洋諸島

本文で述べたように、アメリカ（南北アメリカ、カリブ海）での奴隸制度の廃止後、本稿が課題とする太平洋での奴隸貿易、インド人、中国人の移民の形態をとった「奴隸貿易」が続くのである。

太平洋を新たな視点から見直す必要性を痛感した次第だが、本稿作成中、本多勝一氏の『マゼランが来た』（朝日新聞社、1989年）を読む機会を得た。同氏はマゼランの航路を追体験し、ラテン・アメリカ人、アジア人の立場から、マゼランとは一体何者であったのかを告発している。²² 従来、大西洋奴隸貿易を考えてきた筆者は、最近太平洋に目を転ずるようになっているが、この大洋にはわれわれ日本人にとって、避けてとおれない非常に大きな問題が

20 Zerbanoo Gifford, *Thomas Clarkson and the Campaign Against Slavery* 1996, Anti-Slavery International. [日本版] ザバヌー・ギッフォード著 徳島達朗 監訳『アボリショニズムの社会史—反奴隸制運動とクラークソン—』1999年 梓出版社 81 ページ以下参照

21 *Ibid.*, 同上書, 同所

22 同書の存在を教えてくれたのは、大学院生、山崎伸吾君である。

放置され、再生産されている。最近読んだ高橋哲哉氏の一文に接して、太平洋を見る視力をもっと強めなければいけないと思っている。それは同氏が2000年10月に二週間ほど南太平洋（フランス領ニュー・カレドニア、パプア・ニューギニア、ミクロネシア連邦）を船で回って得た見聞をもとにしている。「行けども行けども島一つ見えない広大な「紺碧の海」に点在する、太平洋戦争の戦跡を見たかったからです。南太平洋は、第一次大戦でドイツから獲得した委任統治領「南洋群島」を中心に、戦前の日本で「南進論」といわれた夢—帝国主義のつい潰えた夢—が託された地域だった」²³ ということを強調している。その中で、懐かしの歌「椰子の実」（島崎藤村詩）は「かつて南洋諸島を植民地化した日本人が、支配者としてこのような島に君臨し、故国を懐かしむ時に歌った」ものではないかと感じたという。その島崎藤村こそは、玉碎精神を煽った「戦陣訓」、「生きて虜囚の辱を受けず」の草案者であり、陸軍大臣東条英機がラバウル司令官今村 均中将に依頼し、今村が島崎藤村に依頼したものという。²⁴

太平洋戦争中、国民学校5年生の時、両親から離され、学童疎開（集団疎開）を強いられた筆者は「小国民」とよばれたが、同時代を生きた者として、けっして忘れてはならない時空である。²⁵ 東京都品川区から北多摩郡貝取村の山寺に5年生男子は疎開、収容された（3年生の弟は別の村であった）。山寺での生活に我慢ができず、また東京の両親に会いたい一心で、一年有余の間に、二回も脱走した。母親に伴われて山寺に帰ると、担任教師の「びんた」が待っていた。二回目の時は府中本町で全員電車から降ろされ、大国魂神社で雑音の多い放送を聞かされた。昭和二十年八月十五日の正午、敗戦の瞬間

23 金子 勝、高橋哲哉、山口二郎『グローバリゼーションと戦争責任』岩波ブックレット No.530（2001年2月20日）20—23ページ参照。

24 同上書、22ページ。高橋哲哉氏がこれらのことを見解くのに役立った貴重な書として紹介しているのは、清水靖子『森と魚と激戦地』（1997年 北斗出版）である。

25 「1941年（昭和16年）3月、国民学校令が公布された。これにより、小学校はその名を国民学校と改められた。文部省は、国民学校の教育目的は「個人の発展完成」をめざすものではなく、教育勅語を奉じ「皇国の道に則りて国民を練成し皇運を無窮に扶翼」するにある、とした。由井正臣著『大日本帝国の時代』（岩波ジュニア新書 2000年）173ページ。

だった。現在でも切れ端ではあるが、「軍歌」が時として頭の片隅から這い出すことがある。しかし、決して歌うことはない。現在、太平洋は「楽園」のイメージをもたれ、ポリネシアはハネムーンのコースとして人気があるとも聞く。しかし、本文でふれた Blackbirding の展開による島民社会の破壊のあと、太平洋戦争ではさらに、筆舌に尽くしがたい惨禍を蒙ったのはこれらの太平洋地域の島民であった。²⁶

西欧列強による植民地分割・再分割の歴史を確認しておく。ミクロネシアの場合は、スペイン(1565—1886年)、ドイツ(1886—1919年)、日本(1919—45年)、アメリカ(1945年—現在)と支配者が16世紀以来交代してきた。日本の場合は「国際連盟委任統治領」、アメリカの場合は「国際連合信託統治領」と呼ぶが、植民地支配であったことにかわりはない。同時に植民地支配者の交代は、戦争による再分割を意味しており、第二次世界大戦期、南太平洋の数多くの島々が、日本、アメリカ両帝国主義軍隊の死闘、争奪戦の場と化した。²⁷

(3) 立ち上がる南太平洋

1940年代後半から50年代の時期、南太平洋では、自治要求、独立要求の運動がおこるが、多くは植民地支配者（英、米、仏、オランダ）により弾圧された。さらにオーストラリア、ニュージーランドも加わった露骨な植民地再分割の思惑も高まっていた。植民地行政の調整のため、前記六カ国による「南太平洋委員会（SPC）」の設置が合意された。オランダとフランスは独立をかたくなに拒否したが、後にオランダは西イリアンの支配権をインドネシアに委譲（62年8月）した。フランスはニューカレドニア独立問題にみられるように、今なお植民地支配を維持しようとしている。こうした情勢のもとで、

26 清水靖子『森と魚と激戦地』（北斗出版 1997年）参照。本書は太平洋戦争当時の体験、記憶を島民から直接聞き取りまとめたものである。その多くが今まで、押し隠されていた戦争犯罪の事実である。同書の著者紹介によると、清水靖子氏はキリスト教徒であり、国内で高校教師を経験後、1980年から6年間グアム、サイパンの高校で教えた。その間住民と共に日本政府による放射性廃棄物の海洋投棄計画反対の運動に尽力した。こうした信頼関係が土台にあってこそ島民の体験を聞き出せたのであろう。

27 浜林正夫・木村英亮・佐々木隆爾編『新版 戦後世界史』大月書店 1996年、148ページ。

1962年、西サモアが英連邦内の独立国となり、ナウル(68年)、フィジー、トンガ(70年)、パプア・ニューギニア(75年)、ソロモン諸島、トゥバル(78年)、キリバス(79年)、バヌアツ(80年)、北マリアナ諸島、マーシャル諸島、ミクロネシア連邦(86年)とあいついで独立した。²⁸

現在、「第五福竜丸事件」と問われても、それを明確に記憶、確認できる人は、いまや少数になっているかもしれない。「1954年ビキニ環礁で行われたアメリカの水爆実験によって静岡県のマグロ漁船第五福竜丸が多量の放射能を浴び、乗組員の久保山愛吉（氏）が死亡した事件。原水爆禁止運動の発端」²⁹となった事件であった。「ビキニ島は、中部太平洋、ミクロネシアのマーシャル諸島北西部の環礁、約30のサンゴ諸島からなり、総面積約5km²。太平洋戦争前は日本の委任統治領で、戦後、アメリカの国連信託統治領となり、現在はマーシャル諸島共和国に属する。アメリカはビキニと近隣のエニウェトク島を原爆実験場に指定し、1946年7月ビキニで第1回目の実験を行った。54年からは水爆実験も行われ、その際に実験区域外を航行中の日本漁船第五福竜丸が水爆の灰を浴びるという事件が起きた。実験は58年まで断続的に続けられた。最初はロンゲリク島に、後にキリ島に強制移住させられた島の人々のビキニ島への帰還が1970年代になって許可されたが、原爆病や環境汚染の問題などがあり、帰還計画は順調に進んでいない。」³⁰

1970年、「南太平洋フォーラム」が結成され、その場を通じて、「南太平洋非核地帯化宣言」(75年)、「漁業専管水域200カイリ共同宣言」(77年)、「日米放射性廃棄物貯蔵基地設置計画・ムルロア環礁核実験非難決議」(80年)、「南太平洋非核地帯条約（ラロトンガ条約）」(85年)など、非核、経済発展のために集団的に対処している。³¹

28 前掲『新版 戦後世界史』150—151ページ。

29 新村 出編『広辞苑』第五版 岩波書店 (1599ページ)。なお、現代用語辞典である、『朝日現代用語 知恵蔵 2001』の原子力関係の記述には、このビキニ環礁での水爆実験事故のことはなにも書かれていない。

30 『オセアニアを知る事典』監修 石川栄吉、越知道雄、小林 泉、百々佑利子 平凡社 1997年 237ページ。

31 前掲『新版 戦後世界史』151ページ。

ごく最近の出来事では、ロシアの宇宙ステーション「ミール」の廃棄問題がある。それは、2001年3月23日のことであり、場所は南太平洋、ニュージーランド東方洋上であった。太平洋は現代科学（軍事）の先端技術の「実験場」であり、さらに「廃棄処分場」でもあるという大問題を抱えている。

(2001年6月27日)

[補追]

初校の段階ではあるが、言及せざるを得ないことが生じているので、取り急ぎ補足させていただく。

第一は、かつてイギリス奴隸貿易の一大拠点都市であったリヴァプールの最近の動向である。以下は朝日新聞により概略紹介するものである。³²七年前にできた国立海事博物館のなかに「奴隸貿易展示室」があるが、この展示には、いまなお異論が存在する。「市の暗いイメージを誇張しすぎだ」という理由だが、博物館の主任学芸員トニー・トリブル氏は「事実を知ることで、論争は建設的になる。まず事実だ。」とコメントしている。（リヴァプール）市議会は、昨年、奴隸貿易に市が果たした役割を謝罪する決議を採択した。／国連は来月末、南アフリカで人種差別撤廃世界会議を開く。会議に向けて、奴隸貿易こそ差別の原点であると主張するアフリカ諸国が「人類に対する罪」への謝罪や補償を欧州側に迫り、大会の宣言案作りが紛糾している。英国、フランス、デンマークなど、奴隸貿易に手を染めた国々は、いま人権問題では世界の最強硬派である。いまさら百年以上も前の旧悪を持ち出されても困る、というのが本音に違いない。戦争と差別の連鎖でもある人類の歴史には、どこかに区切りをつけなければならない。それをうまくできなければ、連鎖は形を変え、またよみがえる。まさに日本の問題でもある。

第二は、劉連仁裁判である。平成13年7月12日、午後1時20分、東京地方裁判所民事14部（裁判長西岡清一郎）で判決の言渡しがあった。戦時中、日本に強制連行され、北海道雨竜郡沼田村郊外の明治鉱業株式会社昭和鉱業所で強制労働を強いられたが、脱走、戦後13年間にわたって逃走生活を送った

32 ヨーロッパ総局長村松泰雄氏の一文（2001年7月8日、〈風リバプール〉「過去に向き合うということ」）より。

故劉連仁氏（昨年9月、87歳で死去）が日本政府を相手に損害賠償を請求していた。³³今回の判決では、劉氏が劣悪な条件のもと強制労働から逃れるため13年にわたる逃亡生活を余儀なくされ、「筆舌につくしがたい体験を強いられた」ことを認めている。国際条約にもとづく賠償請求権は否定したものの、「国策としておこなった強制連行・強制労働に由来」する救済義務を怠ったとして、2000万円の賠償を国に命じた。さらに不法行為から20年経過すると賠償請求権が消滅する民法上の「除斥期間」を適用することは、「正義・公平の理念に著しく反する」としている。

なお、強制連行損害賠償の訴訟（被告は三井鉱山、三池鉱業所、国）は福岡地裁でも続行中である。

33 強制連行と13年におよぶ北海道山中の逃走生活、帰国後の家族との再会、裁判の開始については、早乙女勝元氏執筆の書物が貴重である。早乙女勝元『穴から穴へ13年 刘連仁と強制連行』2000年 草の根出版会